

(公社) 大分県建築士会 ひた支部会報

発行：公益社団法人 大分県建築士会 日田支部
企画編集：広報部
文責：広報部長 秋 和夫

第17号 (令和 元年11月10日発行)

■ 講習会の報告 ■■■

建築基準法(令和元年改正)講習会の報告

(公社)大分県建築士会日田支部
広報部長 秋 和夫



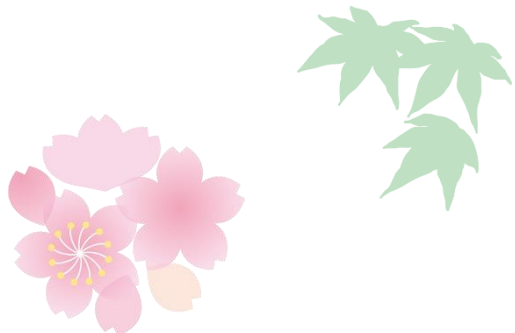
8月8日、日田市複合文化施設A0ZE2階会議室に於いて、日田市土木建築部建築住宅課の主催で、改正建築基準法講習会が開催されました。日田支部会員にも事務連絡があり、講習会全体で37名の参加がありました。



(開会の挨拶をする建築住宅課大友氏)

建築基準法の改正については、日本ERI株式会社大分支店の篠崎さんより、説明がありました。空き家活用や木材利用の促進及び高い耐火性能建築物の建て替えを促す目的で、主要構造部の防火関連規制にこれまでの仕様規定に性能規定が加わります。

今後、告示で適合仕様や検証法を制定予定で、建築基準法第21条(大規模建築物の主要構造部)・法27条(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)・法61条(防火地域内の建築物)について性能規定化が行われることにより、これまで耐火構造としなければならなかったものが、木材燃えしろの設計を利用して準耐火構造にできるようになりました。



(法改正説明をする日本ERI(株)大分の篠崎さん)

建築基準法 61 条に延焼防止建築物(耐火同等)、準延焼防止建築物(準耐火同等)の同等性能の基準が明記されたことにより、準防火地域内にも建蔽率10%の緩和ができるようになりました。

2019(令和元)年6月24日に、空き家対策として、既存建築物の用途変更を促進するため、①階段両側に手摺りを設置、②滑りにくい仕上げ、③注意昇降をする旨の表示等を行うことにより、建築基準法施工令 23 条の階段構造の蹴上げ・踏面寸法が大幅に緩和されました。同じ目的で、建築基準法第6条1項の確認申請についても、1号建築物の床面積が100㎡から200㎡に引き上げられ、コンビニの新築や一戸建てをグループホームに用途変更にする場合等が、4号建築物として扱えるようになりました。



(講習会場の様子)

建築物省エネ法の改正と確認申請の図書について指導審査係坂本氏より、説明がありました。「建築物省エネ法」は、2015(平成 27)年 7 月 8 日に公布されていますが、2017(平成 29)年4月1日からは、規制措置を含めたすべての規定が施行されることに伴い、現行の「省エネ法」が改正され、「建築物省エネ法」へ移行します。

非住宅部分の床面積が 2,000 ㎡以上となる建築物の新築・増改築は、省エネ基準の適合が事義務化され、省エネ基準適合判定が必要となり基準に適合していなければ確認済証の交付を受けることが出来ず、完了検査時にも検査の対象となります。省エネ適合性判定については、一般財団法人大分県建築住宅センター、日本 ERI 株式会社等の登録省エネ判定機関に審査を委任し、2,000 ㎡以上の住宅及び300 ㎡以上の建物に必要な届出については、日田市に提出するようにとの事でした。

2019(令和元)年 5 月 10 日に建築物省エネ法の一部改正が国会において成立し、同年 5 月 17 日に公布されたことにより、2021(令和 3)年 4 月より適合義務と適合性判定の対象が非住宅部分の床面積 300 ㎡以上に引き下げられ、今後は300 ㎡以下の小規模建物についても設計者から建築主への省エネ性能に関する説明が義務付けられる予定です。

建築協議書(建築敷地調査書)については、都市整備課佐藤氏から説明があり、令和元年9月1日からの運用分には、文化財保護課、環境課(※一戸建ての住宅等は除く)、土木課が追加されました。

詳細については、下記を参照してください。

<http://www.city.hita.oita.jp/sougyoukigyousumai/kentiku/6665.html>

■ 講習会の報告 ■■■

建築基準法(令和元年改正)に伴う

用途変更の改正に伴う講習会の報告

(公社)大分県建築士会日田支部
広報部長 秋 和夫

8月22日、日田市役所別館 3 階会議室に於いて、(公社)大分県建築士会日田支部の主催で、改正建築基準法に伴う用途変更の改正講習会が開催されました。日田消防署と日田市土木建築部建築住宅課による連携要望を受けて行われたもので、25名の参加がありました。



(開会の挨拶をする野村支部長)



(講習会進行をする財津副支部長)

用途変更の改正については、日田市住宅課指導審査係の太友得央主幹より、説明がありました。

建築基準法(令和元年改正)の法改正で、200 ㎡未満の特殊建築物への用途変更が確認申請を必要とせず、工事届の提出となります。行政チェックが行われない工事届の提出の場合は、提出義務者である所有者や設計若しくは施工を手掛けた業者で法関係規定に適合させることが必要です。採光面積や壁の設置及び排煙面積・避難消火設備等の法関係規定のチェック漏れが出る可能性がありますので、特に注意してほしいとの事でした。

建物が工事を終えて使用開始した後に、規定不適合が発覚した場合は、指導に基づき適合工事を行う必要が出てきますので、指導審査係に相談してほしいとの事でした。



(用途変更改正の説明をする太友主幹)

日田消防署の岩里安徳署長からは、用途変更による消防設備の配置と変更についてお話がありました。特殊建築物への200 ㎡未満の用途変更が確認申請不要のため、消防同

意も不要となりました。考えられるトラブルとして、安全基準を満たさないまま 営業開始する法令違反の建物が増える可能性があるため、設計途中や工事前に相談してほしいとの事でした。



(消

防設備設置の説明をする岩里署長)

工事完了後に消防用設備が必要で、指導に従わない法令違反の場合は、公表制度が義務付けられています。結果的に、事業主・従事者・利用者の不利益が生じます。行政や関連機関との連携をとって、家主や事業主等への理解を得られるよう説明や相談をしてほしいとの事でした。



(講習会場の様子)

■ 活動報告 ■■■

第6回おおいた建築セミナーin 日田 準備実行委員会の報告 (公社)大分県建築士会日田支部 広報部長 秋 和夫

11月9日に日田で開催される第6回おおいた建築セミナーに先立ち、8月28日に建築セミナー実行委員会立ち上げを行いました。実行委員会で、大会会長は野村支部長、実行委員長は櫻木青年部長が任命され、会場や宿泊施設等の決定と全体のスケジュール確認と予算振分け方法について協議しました。

9月の初めに開催案内を発送し、会場や宿泊施設等の運営に関して担当部会で詳細を協議したものを持ち寄り協議しました。実行委員長の方針のもと、各部会で分担を決め人員配置計画を詰めていきました。9月27日・10月23日・11月5日の計4回の実行委員会で、問題点や不測の事

態を考慮し、できる限りスムーズな進行を行えるよう意見を出し合いました。事業部は会場準備やイベント手配、調査研究部は、宿泊と夜なべ談義会場の打ち合わせ、日田の家部会は講演会の準備、広報部は、大会準備というより大会の資料作成や記録が主な作業となります。玖珠支部も応援協力ということで、梅木恵美さんが第2回より日田の家部会と合同参加してくれることになりました。ありがとうございます！

大会直前の11月5日の第4回実行委員会では、これまでの見直しを行い、万全の態勢で大会に臨める様に準備の確認を行いました。



(委員会会場の様子)

以前行われていたサマーセミナーは、26回続いていましたが、平成25年より、「おおいた建築セミナー」に改称し、一般の方の参加も呼びかけしており、今回の日田大会で第6回になります。大分県内にある史跡や豊かな風土を感じて、建築設計や現場施工に味わいと深み出ますよう技術向上に繋げていく重要な大会イベントです。日田市の風土と街並みを来場者の皆様に味わっていただくため、日田支部会員が実行委員として一丸となって大会を成功させましょう。

これまでの大会は下記のとおりです。

H25/11/16 【大分支部】
第1回『おおいた建築セミナーin 大分』
まちと建築と人
～移り行くまちなかで思考する～

H26/11/08 【豊後大野支部・竹田支部】
第2回『おおいた建築セミナーin 豊後大野』
ジオパークで掴め！明日への想像力

H27/10/03 【宇佐支部】
第3回『おおいた建築セミナーin 宇佐』
宇佐細見
～歴史ミュージアムを訪ねて～

H30/02/10 【大分支部】
第4回『おおいた建築セミナーin 大分』
まち！みち！けんちく！

H31/01/26 【佐伯支部】
第5回『おおいた建築セミナーin さいき』
ときをこえる建築

以下は、大会当日開始前の様子です。



(裏方で大会を支える駐車場スタッフ)



(会場受付の様子)



御幸橋より花月川撮影

《あとがき》
支部会報は、公益社団法人大分県建築士会ホームページの中で、支部紹介の日田支部ページにも掲載されています。日田支部ページには、連絡事項やこれまでの活動報告など、情報が満載ですので、ぜひ、見て下さい。(広報部長 秋より)

※日田支部のHPはこちら👉

<http://www.oita-shikai.or.jp/shibu/hita/>